

こんなのアリ!?と思ったら...

あきらめないで、まず相談!

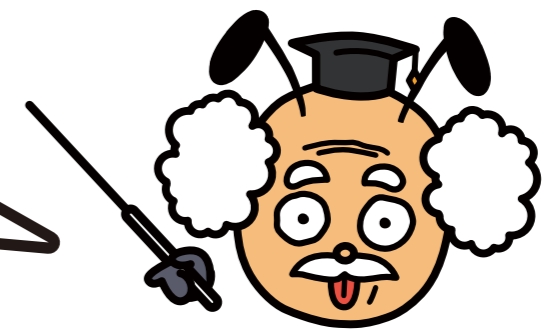
クーリング・オフ制度

訪問販売や電話勧誘販売などの場合、消費者は一定の期間内であれば、無条件で契約の解除ができます。



取引内容	適用対象	期間
訪問販売	店舗以外の場所での契約(キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法では店舗契約を含む)	8日間
電話勧誘販売	電話勧誘による契約	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法、モニター商法	20日間

通信販売・店舗販売は対象外じゃぞ!



こんな契約アリ!?と思ったら クーリング・オフできるかも

クーリング・オフは、はがきかメールで!

- ① 事業者にはがきまたはメールで通知する。
はがきの場合は、両面のコピーをとり、「簡易書留」か「特定記録郵便」で発送。
メールの場合は、送信済みメールやメールの送信記録画面のスクリーンショットを保存。
- ② クレジット契約の場合は
クレジット会社にも通知する。

クーリング・オフ期間が過ぎても解約できる場合があります。あきらめずに消費生活センターへ相談しましょう。

販売会社へのはがきの記入例

通知書

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売会社 ○○○○
担当者 ○○○○さん

上記契約は解除します。
支払い済みの○○○○円を返金し、
商品をお引き取りください。

○年○月○日
○○市○○町○番地
○○○(氏名)

販売会社へのメールの記入例

宛先: xxxxx@xxxx.co.jp

件名: クーリングオフ

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○
契約金額 ○○○○円
販売会社 ○○○○
担当者 ○○○○さん

支払った代金○○○○円を速やかに返金し、商品を引き取ってください。

○年○月○日
○○市○○町○番地
○○○(氏名)

消費者トラブルのご相談は!

消費者ホットライン
[ナビダイヤルサービス]



い や や
1 8 8

近くの相談窓口(市町村又は県消費生活センター)につながります。

消費生活
相談窓口
(直通電話)

宮崎県消費生活センター

TEL 0985-25-0999

都城支所

TEL 0986-24-0999

延岡支所

TEL 0982-31-0999

